

# 『公益社団法人』移行に伴う協賛会員の取り扱いについて

(社)日本技術士会北海道支部  
支部長 齊藤 有司

協賛会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか？

変革の丑年が終わり、芽吹きの寅年が始まっております。北海道の芽吹きは何時になるのでしょうか？ 本当に待ち遠しい限りです。

昨年6月25日に開催された第51回(社)日本技術士会定時総会において、公益社団法人への移行と新定款が承認され、最短で本年3月末の認定を想定し現在申請手続きが進められております。その、新定款において会員は、正会員（本会の目的に賛同して入会した技術士）、準会員（技術士第一次試験の合格者など、理事会において別に定める規定に基づき本会の目的に賛同して入会した者）、賛助会員（本会の事業に協賛し、本会の発展拡大に協力する企業及び団体）のみと規定されております。

北海道では、平成18年度までは北海道支部のほかに「北海道技術士センター」が組織されており、技術士会会員以外の技術士を集め、支部会員と共に活動を続けてまいりました。平成19年度からは、北海道技術士センターを発展的に解散し、支部に統合しましたが、センター会員については、北海道支部独自に、「協賛会員」と位置づけ技術士会会員とともに活動を行ってきております。

しかし、今回の公益社団法人への移行に伴い定款も新たになり、支部は、日本技術士会の地方組織として定款はそのまま適用されることとなります。したがって、今後、公益社団法人の認定後は「協賛会員」という位置づけは規定上認められなくなります。

私としましては、協賛会員の皆様には、この機会に是非、正会員、準会員となつてご入会いただき、会員相互の技術交流や情報交換、CPDの受講などを通し活動を継続され、北海道の活性化に寄与して頂ければと願っております。

公益社団法人移行に伴って直ちに入会されない協賛会員の皆様の当面の取り扱いについては、支部総務委員会で協議を重ねてまいりましたが、11月13日に開催されました支部役員会において、下記(案)を承認頂き、4月に予定しております北海道支部総会に提案することにしました。

### 記

1. 本部入会を希望されない協賛会員を今後「会友」と称する。非会員の新規「会友」希望にも応ずる。
2. 会友は、会誌の年間購読料として5,000円（3巻分の会誌作成費・郵送料・事務費・及び登録管理料を含む）を支部に収めるものとする（技術士補は3,000円）。  
また、会友の会誌年間購読料は、支部予算に資料頒布収入として計上する。
3. 会友は、支部の行事及びCPD等の活動に参加することが出来る（ただし、役員、委員等、支部の主要な活動メンバーにはなれない）。
4. 会員、会友、それ以外の技術士は、それぞれCPD行事の参加費等で区別する。

なお、会友の会誌年間購読料は、現在の協賛会員年会費と同額でございます。協賛会員の皆様のお力を借りなければ、北海道支部の現在の先駆的な活動を維持することが出来ません。どうか、協賛会員の皆様には、この機会に、本部会員への登録、もしくは会友への移行についてのご理解、ご高承を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上